第10条第10項の算式によつて算定した数の段階	乗率A		乗数B
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	8.60	5.70	2,000
6.00以上10.00未満のもの	29.33	25.18	7,400
10.00以上14.00未満のもの	51.12	37.12	7,900
14.00以上18.00未満のもの	99.60	49.16	8,400
18.00以上22.00未満のもの	122.20	55.32	8,900
22.00以上のもの	145.86	70.92	9,400

備考

1　「離島に係る市町村」とは離島振興法、奄美振興法若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法第３条第３号に規定する離島に係る市町村をいう。

2　「その他の市町村」に係る乗数Bは０とする。

寒冷補正

	給与差	寒冷度	積雪度
４級地	0.488	1.377	1.233
３級地	0.615	0.940	0.694
２級地	0.635	0.642	0.313
１級地	0.718	0.389	0.157
無級地	0.000	0.000	0.000

七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別補正	
		公共災害復旧事業債	1.00
		単独災害復旧事業債	0.50
		地盤沈下等対策事業債	0.60
		緊急治山等事業債	0.60
		激甚災害対策特別緊急事業債	0.60
		特殊土壌対策事業債	0.60
		鉱害復旧事業債	0.60
		小災害債	0.50
		法第13条第10項の補正	
		その団体の指数が100に満たないもの	
		その団体の指数	1.00
		その団体の指数が100以上のもの	
		100	1.00
		100を超え200までの数	1.03
		200を超え300までの数	1.10
		300を超え400までの数	1.15
		400を超え500までの数	1.20
		500を超え700までの数	1.29
		700を超え1,000までの数	1.41
		1,000を超え1,500までの数	1.58
		1,500を超え2,000までの数	1.76
		2,000を超え2,500までの数	1.90
		2,500を超え3,000までの数	1.98
		3,000を超え3,500までの数	2.04
		3,500を超え4,000までの数	2.08
		4,000を超え5,000までの数	2.10
		5,000を超える数	1.80
八　補正予算債償還費	昭和56年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正	
		(1)　昭和61年度補正予算債	0.500
		(2)　昭和62年度補正予算債	0.975
		(3)　平成４年度補正予算債	1.000
		(4)　平成５年度補正予算債	1.000
		(5)　平成６年度補正予算債	1.000
		(6)　平成７年度補正予算債	1.000
		(7)　平成８年度補正予算債	1.000
		(8)　平成９年度補正予算債	1.000
		(9)　平成10年度補正予算債	1.000
	平成11年度から平成14年度まで及び平成16年度から平成23年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正	
		(1)　平成11年度補正予算債	
		ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの	1.000
		イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの	0.996
		(2)　平成12年度補正予算債	0.963
		(3)　平成13年度補正予算債	
		ア　都道府県76.0%分	0.923
		イ　都道府県66.0%分	0.802
		ウ　都道府県50.0%分	0.607
		(4)　平成14年度補正予算債	
		ア　新幹線鉄道整備分	
		0.563にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が0.563以下であるときは、0.563とする。）	
		α　第12条第５項の表都道府県の項第８号算式XIの符号α	
		β　$\alpha\times0.9\times0.5$	
		イ　都道府県50.0%分	0.563
		(5)　平成16年度補正予算債	
		ア　都道府県95.0%分	1.143
		イ　都道府県50.0%分	0.602